

(財)女性のためのアジア平和国民基金

# 第56回理事会

平成13年11月

## 第56回理事会次第

平成13年11月28日(水) 午後6時～

クラッドアーク 半蔵門 6階 和

### 1. 定 足 数 報 告

### 2. 議事録署名人選出

### 3. 報 告

募金に関する状況

### 4. 議 題

償い事業終了に係る諸課題の扱い(運営審議会の意見等)

フィリピンについて

オランダについて

韓 国について

台 湾について

インドネシアについて

### 5. そ の 他

償い事業終了後のアジア女性基金の在り方(意見交換)

## 資 料

|                   | ページ |
|-------------------|-----|
| 募金の現況             | 1   |
| 債い事業に係る諸課題        |     |
| フィリピン             | 2   |
| オランダ              | 13  |
| 韓国                | 15  |
| 台湾                | 17  |
| インドネシア            | 23  |
| VAWW-NETジャパンからの書簡 | 24  |

13.11.28 (理事会)

現在の募金状況

| 募金キャンペーン2000(12.9.1～13.11.22) | (概算募金額)   |
|-------------------------------|-----------|
| 政府等及び各省庁関係職域                  | 3,988万円   |
| 都道府県等地方公共団体職域                 | 1,337万円   |
| 主要労働団体                        | 1,495万円   |
| 一般国民等                         | 3,200万円   |
| 計                             | 1億0,020万円 |

(参考)

寄付金総額収支状況

|             | 収入総累計     | 支出総累計           | 差引残高      |
|-------------|-----------|-----------------|-----------|
| 12.8.31 末   | 4億4,826万円 | 3億4,000万円(170人) | 1億0,826万円 |
| <hr/>       |           |                 |           |
| 13.11.22 現在 | 5億4,846万円 | 3億7,600万円(188人) | 1億7,246万円 |

## 医療福祉支援事業 「厳しい状況にあるロラ達への援助プロジェクト」

### プロジェクトの背景

1992年9月29日、フィリピンのフィデル・V・ラモス元大統領は、外務省（DFA）、司法省（DOJ）および女性の役割委員会（NCRFW）に対し、「従軍慰安婦」問題について包括的調査を行うよう指示した。その後、社会福祉開発省（DSWD）、保健省（DOH）および大統領管理スタッフ（PMS）も加わり、従軍慰安婦に関する政府機関間委員会が結成された。

1996年、フィリピン政府は従軍慰安婦に対し生活支援のための一括援助を行うことになり、そのための構想を政府及びNGOと協議の上まとめる任務がNCRFWに与えられた。1996年後半にはそこからさらに発展して、DSWDが準備した「厳しい状況にあるロラ達への援助プロジェクト」（ALCS）がアジア女性基金の承認を受け、1997年1月15日、MOUの署名をもって、このプロジェクトは正式に発足した。

DSWDは今後5年間、ALCSプロジェクトの実施機関となる。

### プロジェクトの受益者

このプロジェクトの受益者は、フィリピン外務省ならびにアジア女性基金によって元「慰安婦」であることを立証された女性たちで、これまでアジア女性基金から償い金を受け取ったロラたちである。ALCS事業は、アジア女性基金からの総合的な事業の一部である。年齢の構成は申請時点で64歳から85歳までの女性たちである。

### プロジェクトの目標

支援がない、病気になった、元「慰安婦」というレッテルを貼られた等、その他さまざまな問題に直面し、厳しい状況にあるロラたちに、精神的・社会的支援および財政的支援を行うことで、元「慰安婦」の女性たちが自尊心をもてるようにすることである。

### これまで支援したロラの総数

1997年にプロジェクトが始まって以来、合計120人のロラが支援を受け取った。その地域は行政区分の第3（中部ルソン）、第4（マニラ首都圏）、第5（ビコル）、第6（西部ビサヤ）、第7（中部ビサヤ）、第11（南部ミンダナオ）にまたがる。

120人のロラのうち、108人が生存しており、引き続き支援を受けている。12人はすでに死亡した。

### 予算／基金の活用

1997年2月から2001年8月15日までアジア女性基金がDSWDに送った金額は総計4,844万1,427.851ペソである。

ロラ達に対しては5年間、一人当たり120万円の予算が割り当てられている。この金額は為替レートによって変わる。ロー一人当たりの平均予算は40万3,678.00ペソに相当する。高い場合は49万111.00ペソ、低い場合は26万8,656.00ペソとなる。

総予算のうち、42,96 万 9,395.82 ペソをロラ達に、547 万 2,031.03 ペソをプロジェクト運営費に当てる。

#### これまでの支援内容

##### 1. 財政および物質的援助

- ① ALCS の受益者が栄養を取り健康を保てるよう、月 3,000 ペソの食費を支給した。
- ② リクリエーションおよび住宅用物資その他の供給——ロラ達がリクリエーションの必要を満たし、家事労働を楽にするための家庭用品を供給。
- ③ 衣料援助——衣服その他個人的に必要なものを購入。自尊心が強められ、自分を受け入れられるようになった。
- ④ 水道、電気、電話などの公共料金の支払い。
- ⑤ 交通費援助——ロラ達がそれぞれ住む家から病院に通ったり、友人や親戚を訪問する際の交通費を援助した。
- ⑥ 車椅子、松葉杖、眼鏡、ステッキなど必要な補助器具を購入。
- ⑦ その他の支出——ロラが死去した場合の葬儀費用、お墓の購入。

##### 2. 医療支援

1997 年から現在まで援助した 120 名のロラのうち、115 名が医療を必要とし、それぞれ治療のために病院を紹介した。5 人のロラは海外に在住しており、医療に関し直接関わられなかったため医療援助を利用しなかった。その他、民間医療を受けたロラもいる。

##### 3. 心理的、社会的／精神的な支援

- 3.1 ロラに対する精神的な援助も行われた。そこではロラはそれぞれ自分がどのようにして神を知るにいたったか、神の愛と癒しの力を受けたかについて証をした。
- 3.2 毎年、クリスマスにはロラが集まって祝賀会を持った。ロラは個人的または、グループでそれぞれの芸を披露しあった。
- 3.3 ロラ達とは別に、彼女たちを世話する人びとや親族のための講座も開かれ、ロラ達の介護について学ぶ機会を提供した。介護者は医療に関する問題や、その他ロラに関する問題、必要性にどう対処するかについて助言を与えられた。

##### 4. 生計援助

- ① ロラとその家族に対し、一家の収入を増やすための生計補助プロジェクトを始める資金が提供された。これは各ロラが時間を生産的に使い、自分の事業能力を拡大する機会ともなった。
- ② 生計援助を活用してサリサリストア(雑貨店)などを始めたロラは 61 家族である。

#### 食費援助

- ③ 回答を寄せた 108 人のロラのうち、食事は十分取っていると答えたロラが 9.89% 増えた。しかし、いまでも食事が十分に取れていないと答えたロラが 8 人いる。ロラの身内のみんなで食費を分け合っているためである。

#### 健康／医療

- ④ 医者に通っているロラの数が増えた。生存している 108 人のロラのうち、5 人はこれといった病気を持たないのでほとんど医者にはかかっていない。彼女たちは自分を大

夫だと思っており、気分が優れないときでも自分で治してしまう。

- ② いまだに処方された医薬品を買ったことがないというロラが一部にいる。民間療法や薬草のほうが良いと考えているからである。
- ③ すべてのロラが介護用品の購入援助を活用したわけではない。必要がないロラもいた。
- ④ 必要に応じて医者に相談し、検査を受けたロラの数も68.97%も増加した。
- ⑤ その他のロラ達は民間療法師、「薬草医者」にかかる道を選んだ。

#### 衣料

- ① 大半のロラは基本的な衣服一揃えを援助金で購入した。

#### 住宅援助

- ① ロラが住む土地の所有権に関しては、住宅と土地を所有しているロラの数も46.30%増えた。受益者全体の中で、9.25%はいまでも賃貸を選択している。
- ② 同居しているロラの中にはいる。高齢化するなかで介護を必要とするため子どもと一緒に住むことを選んだからである。
- ③ 敷地を所有してはいないが、元々の住まいに住んでいるロラは3.70%いる。敷地は今も公有地で、所有権に関してはいまでも係争中というロラもいる。しかしながら、住居は最低限の改善／修理が行われた。
- ④ ほとんどのロラの住居は修繕され、自然災害には耐えられるようになった。身体の問題を優先させたため住居の改善まで手が回らなかったロラも0.93%いる。

#### 経済的状況の変化

- ① このプロジェクトで生計援助を受けたことで、ロラの家計は109.68%増えた。家族のメンバーも職を紹介された。その結果、所得が増え、現在は限界レベルを上回るまでになった。

#### その他の必要性

- ① リクリエーション用品の購入援助を活用しなかったロラがわずかながらいる（全体の5%）が、それは彼女たちがすでにALCSプロジェクト開始前にそうした用品を買っていたためである。
- ② 限界レベル以上の所得があるロラの家族の中には、予算をロラが必要とするほかのものに回す道を選んだ。
- ③ プロジェクトの援助によって大半のロラは公共料金を滞り無く払えた。しかし、一家の公共料金も一緒に支払っている家族もある。
- ④ 交通費援助を利用しなかったロラは、わずか3%にとどまる。彼女達は援助が必要なのか、他にこの経費の出所があるかそのほかの援助を得ている場合である。

#### 社会参加

ロラの社会参加に関しては、身体的条件や健康状態以外にこれを阻む要因はない。大半のロラはそれぞれの組織や活動に積極的に参加し、自ら精神的成長を遂げている。

家族との関係がうまくいっていないロラはごく少ない。こうした問題が生じるのは大家族の場合で、一人で静かな環境にいたいロラにとっては居心地が悪く、家族たちとの間に溝ができてしまう。

この数年の間に、大半のロラは自主的に物事を決めるようになったが、その理由の一つは彼女達が家族を養っているからであり、またその過去が人格形成に役だっているからである。

## AWF Proposal

The two parties, Department of Social Welfare and Development (DSWD) and the Asian Women's Fund (AWF) hereby confirm and agree to the following amendment of the Memorandum of Understanding (MOU), regarding the implementation of Assistance to Lolas in Crisis Situation Project in the Philippines (ALCS Project), in writing:

The DSWD and the AWF agree to read the effect of present MOU that shall remain in force for the period of six months, commencing on January 15, for implementation of the project and winding up activities.

Date:

Signed by:

DSWD

AWF

フィリピン政府社会福祉開発省(DSWD)と財団法人女性のためのアジア平和国民基金(AWF)、双方はフィリピンにおける高齢女性に対する緊急支援事業(ALCS 事業)に関する覚書の下記の修正について書面で確認のうえ合意した:

社会福祉開発省とアジア女性基金は、事業の実施と残務整理のため現行の覚書の有効期限を2002年1月15日から6ヶ月間とすることに合意する。

日時

署名

DSWD

AWF

*Amendment to the Memorandum of Understanding  
Between the Asian Women's Fund and the  
Department of Social Welfare and Development  
Of the Republic of the Philippines  
Regarding the Implementation of the  
Assistance to Lolos in Crisis Situation Project in the Philippines*

*This amendment to the Memorandum of Understanding entered and executed by and between:*

*The Department of Social Welfare and Development of the Republic of the Philippines with postal address at Batasan Complex, Constitution Hills, Quezon City, Philippines, represented by Secretary Corazon Juliano-Soliman, herein referred to as DSWD;*

*and*

*The Asian Women's Fund with postal address at 2-17-42 Akasaka, Minato-ku, Tokyo 107, Japan, represented by its Vice President Makiko Arima, hereinafter referred to as AWF;*

*Witnesseth*

*WHEREAS, the AWF and the DSWD executed a Memorandum of Understanding that provides services to Filipino women who were victims of physical and psychological wounds as "comfort women", with the objective of sustaining their well-being and economic needs. The MOU was signed on January 15, 1997 and took effect for five years.*

*WHEREAS, the Assistance to Lolos in Crisis Situation Project was implemented covering the period of January 15, 1997 up to December 31, 2001. It has been understood that the Project shall have a sustainable expectancy until such time that it has been terminated by either Party through a notice given to the other Party six (6) months prior to the date fixed for such termination;*

*WHEREAS, the implementing agency, the DSWD received a notice of termination by the funding agency specifically outlining the date set for termination as December 31, 2001; However, during the final evaluation meeting of the project last October 23, 2001, it was agreed by both parties that amendments of the MOU be made to cover the period January 2002 to June 2002 to facilitate the winding up activities of the project particularly for the new Lolos identified after the August 12, 2001 deadline of application.*

NOW, THEREFORE, for and in consideration of the foregoing premises the parties have herunto agree to perform the following duties and responsibilities in order to wind-up the activities of the Project as hereunder provided:

**I. Department of Social Welfare and Development (DSWD)**

The DSWD shall implement the winding up activities related to the Assistance to Lolos in Crisis Situation project for a period of six months, to commence on January 15, 2002 which are as follows:

- a. Shall finalize the terminal report to include results of the research undertaken
- b. Shall prepare the necessary documents pertaining to the closure of the books of financial records.
- c. Shall facilitate processing of assistance of the newly identified Lolos.
- d. Shall guarantee for appropriate management and use of funds it receives from AWF, and shall make sure that the fund be used solely for the winding up activities of the Project.
- e. Shall continue coordinating with the Department of Foreign Affairs, Department of Justice, Department of Health, National Commission on the Role of the Filipino Women and Asian Women's Fund for the closing activities of the project.

**II. Asian Women's Fund (AWF)**

The AWF shall provide the DSWD with financial resources which are necessary for the implementation of the project.

WHEREAS, this amendments to the MOU was confirmed and agreed by the DSWD and AWF.

Done in duplicate in Manila, Philippines, on this \_\_\_\_th day of \_\_\_\_\_, 2002.

For the:  
Asian Women's Fund

**MAKIKO ARIMA**  
Vice-President

For the:  
Department of Social Welfare  
and Development

**CORAZON JULIANO-SOLIMAN**  
Secretary

Signed in the Presence of:

---

Asian Women's Fund

---

Department of Foreign Affairs

*Memorandum of Understanding  
between the Asian Women's Fund and the  
Department of Social Welfare and Development  
of the Republic of the Philippines  
Regarding the Implementation of the  
Assistance to Lolos in Crisis Situation Project in the Philippines*

*This Memorandum of Understanding entered and executed by and between:*

*The Department of Social Welfare and Development of the Republic of the Philippines with office postal address at Bulacan Complex Constitution Hills, Quezon City, Philippines, represented by Secretary Lina B. Laigo, hereinafter referred to as DSWD;*

*and*

*The Asian Women's Fund with postal address at 2-17-42 Akasaka, Minato-ku, Tokyo 107, Japan, represented by its Vice-President Makiko Arima, hereinafter referred to as AWF;*

*Witnesseth*

*WHEREAS, the AWF and the DSWD will provide goods and services in the medical and welfare fields to those who underwent immeasurable and painful experiences and suffered incurable physical and psychological wounds as "comfort women", with a view to supporting their livelihoods and well-being;*

*WHEREAS, the implementation of the Project is to be undertaken by the Department of Social Welfare and Development for which, the AWF shall provide the necessary financial resources.*

*NOW, THEREFORE, for and in consideration of the foregoing parties have this Memorandum of Understanding to fully support the implementation of the Project in the Philippines with the Lolos (former "comfort women") as the Recipients, by performing their respective roles as provided hereunder;*

*Agust. 1987*  
*enc B. 1987*  
I. Department of Social Welfare and Development (DSWD)

- a. Shall implement the Project;
- b. Shall coordinate with Department of Foreign Affairs, Department of Justice, Department of Health, National Commission on the Role of Filipino Women, Asian Women Fund and other agencies in the implementation of the Project;
- c. Shall develop policies, standards, program and services for the implementation of the project;
- d. Shall identify the staff responsible in the implementation of the project;
- e. Shall develop training program for staff who will implement the program and services;
- f. Shall monitor, evaluate and document the project implementation and provide annual report to AWF, and
- g. Shall guarantee for appropriate management and use of funds it receives from AWF, and shall make sure that the fund be used solely for the implementation of the Project.

II. Asian Women's Fund (AWF)

- 叶 子*
- a. Shall provide the DSWD with financial resources which are necessary for the implementation of the Project, and
  - b. Shall consult with the DSWD regarding the implementation of the Project.

*叶 子*  
WHEREAS, this MOU shall take effect on the date on which the AWF and the DSWD sign it, and shall remain in force for five years;

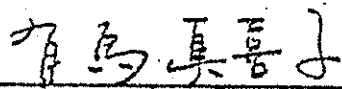
WHEREAS, either Party may terminate the MOU by giving notice in writing to that effect to the other party six (6) months prior to the date fixed for such termination;

*叶 子*  
WHEREAS, amendments to this MOU may be made at any time if both Parties agree to do so in writing;

WHEREAS, if any question should arise between the Parties regarding the interpretation of application of this MOU, the AWF and the DSWD shall consult each other in good faith.

Done in duplicate in Manila, Philippines, on this 15th day of January, 1997.

For the:  
Asian Women's Fund



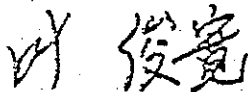
MAKIKO ARIMA  
Vice-President

For the:  
Department of Social Welfare  
and Development



LINA B. LAIGO  
Secretary

Signed in the Presence of:



TOSHIHIRO KANO  
Special Assistant to the President  
Asian Women's Fund



LEONIDES T. CADAY  
Undersecretary  
Department of Foreign Affairs

## 韓国における事業の推移

2001年11月28日 第56回理事会

1996年8月

基金事業の説明会をソウルで開く（運営審議会委員高崎、中嶋、野中、和田ら参加）

1996年12月

金田君子さんら受け取り意志を表明

1997年1月10日

日本政府が韓国政府に実施を通告

1997年1月11日

ソウルで7名の方への伝達（金平輝子団長、高崎、中嶋、野中ら参加）

1998年1月6日

韓国の新聞4紙に広告、記事は、事業内容、有資格者、申請実施機関「1997年1月11日より2002年1月10日まで」等を明示、この広告により申請した18人に支給

1998年5月7日

韓国政府、生活支援金を基金を受け入れないと誓約した被害者に支給  
基金を受け取った7人などは除外

1998年6月

原理事長の金大中大統領あての書簡（韓国政府の生活支援金と基金の償い事業は両立させてほしい）を韓国大使に伝達、韓国大使よりノン・ペーパー（支給してくれるな）が渡される。こののち支給は事実上中止。

1998年年末

受け取りたいという希望がよせられる

1998年12月

村山元総理と和田が金大中大統領に会い、打開を要請、大統領、挺対協との話し合いを求める

1999年2月10日

第38回理事会で韓国事業の転換の三項目を決定。

- 1) 基金の償い事業の転換をする。新たな事業は、大韓赤十字社を通じ行うこととする。
- 2) 支給申請のあった被害者に対し支給する。
- 3) その他の手続き上の事項は、アドホック委員会を構成して行う。

1999年7月8日

三者懇は、外務省の報告をきき、韓国側との医療福祉支援プログラムへの3億円の提供は韓赤の拒否で成立しないことになったため、転換の決定を「取り消す」ことで合意。

1999年7月30日

第41回理事会は、基金事業は元の状態（広告時）に戻るとのことで一致する。今後は状況を検討しつつ個別に対応をしていくこととする。基金は引き続き韓国側の状況が変わるよう努力する。また、三者懇合意を基とし、以下の決定をした。保留とされた2名に対する支給を保留する、広告は出さず、個別にいまは支給できないと回答することを決める。

2000年9月1日

村山理事長就任

基金の5年間の活動報告発表。その中で韓国事業は「停止状態にある」と公式発表。

2002年1月10日

1998年1月6日広告で公示された申請受付締切日

## 女性のためのアジア平和国民基金御中

私たち「戦争と女性への暴力」日本ネットワーク(VAWW-NET ジャパン)は、アジアをはじめ世界の女性たちを中心に、昨年12月、日本軍の「慰安婦」制度の責任者を裁く女性国際戦犯法廷を開催しました。来る12月4日、ハーグで最終判決が下されます。「法廷」は日本政府の責任にも言及していることから、ハーグに参加する各国の「慰安婦」被害者をはじめ裁判官、「法廷」関係者から、国民基金に大きな関心が寄せられています。

私たちは、国民基金が現在、どのような状況にあるのか把握しておりません。そこで、至急、以下の質問にご回答くださいますよう、お願いいたします。

なお、ハーグ法廷に参加のため12月1日に出発しますので、大変急ですが、11月30日までに当方事務所へFAX(03-5337-4088)で回答してくださいますよう、宜しくお願いいたします。更に、詳細につきましては、ハーグ法廷後に追加説明をお願いいたします。

質問1、これまでの各国への「償い金事業」「医療福祉支援事業」「高齢者福祉支援事業」の実施状況

※年度ごと、韓国・台湾・フィリピン・インドネシア、オランダ等、国別に支給人数と支給金額、支給年月日など、「償い事業」と「医療福祉支援事業」「高齢者福祉支援事業」別に。

質問2、発足以来、年度ごとの予算と決算、並びに今年度の予算と現時点での支出。

質問3、1995年度から現在まで、年度ごとの寄付金(募金)額。

質問4、現在、台湾とインドネシア、中国に関しては、どのような状況にあるのか?

質問5、国民基金への政府予算と具体的決算(事務所の維持費、人件費なども含め)

質問6、これまで集まった募金総額(年度ごとに)

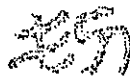
質問7、韓国・台湾は事業期限が来年に迫っていると聞くが、それぞれの国別の事業期限と、今後の国民基金の活動方針は?

以上、11月30日厳守で、お答え願える範囲で回答してくださいますよう、重ねてお願いいたします。

2001. 11. 28

VAWW-NET ジャパン(「戦争と女性への暴力」  
日本ネットワーク)運営委員会一同

江東区潮見 2-10-10 T&F:03-5337-4088



日弁連総第32号

2001年10月19日

内閣総理大臣

小泉純一郎 殿

日本弁護士連合会

会長 久保井 一 郎

## 勸告書

当連合会は、申立人スハルティ、同マルディエム、同バルディエム、同スカルリン、同ジャイナム外200名によるインドネシア元「従軍慰安婦」人権救済申立事件に関し、下記のとおりに勸告します。

### 記

#### 第1 勸告の趣旨

1 申立人スハルティ、同マルディエム、同バルディエム、同スカルリン、同ジャイナム（ザイナム）らは、インドネシア国籍を有する女性（但し、バルディエムとスカルリンは、本申立事件調査中に死亡した）であるが、アジア・太平洋戦争下1942年3月ころから1945年8月ころまで当時のオランダ領東インドのボルネオ島において、旧日本軍により「従軍慰安婦」として性的行為を強制された女性たちである。

これら申立人5名については、女性の基本的人権が蹂躪され個人の尊厳が著しく侵害されたものであり、生存申立人ら3名が高齢であることを考慮し、速やかに謝罪や金銭補償を含めた被害回復のための措置を講ずること。

2 上記申立人ら5名以外の申立人ら女性（別紙当事者目録記載のとおり）についても、元「従軍慰安婦」として性的行為を強制された女性たちであることが推定され、その基本的人権が蹂躪され個人の尊厳が著しく侵害された疑いが強いことから、政府はその調査を重ね、元「従軍慰安婦」と認められた場合には前項記載の申立人らと同様な措置を講ずること。

#### 第2 勸告の理由

別添調査報告書記載のとおり

インドネシア元「従軍慰安婦」人権救済  
申立事件調査報告書

2001年3月

日本弁護士連合会  
人権擁護委員会

## インドネシア元「従軍慰安婦」人権救済申立事件調査報告書

## 目 次

|                                  |      |
|----------------------------------|------|
| 第1 結 論                           | 1 頁  |
| 第2 申立人と申立の趣旨                     | 1 頁  |
| 第3 調 査 の 経 過                     | 1 頁  |
| 第4 認 定 し た 事 実                   | 4 頁  |
| 1 申立人らが元「従軍慰安婦」であったか             | 4 頁  |
| 2 委任について                         | 5 頁  |
| 第5 判 断                           | 5 頁  |
| 1 申立人らが補償と謝罪を求めていることについて         | 5 頁  |
| 2 日本政府の立場について                    | 5 頁  |
| 3 日本政府の法的責任について                  | 6 頁  |
| 4 日本の責任に関する国連における審議について          | 7 頁  |
| 5 アジア女性基金とインドネシア元「従軍慰安婦」への対応について | 10 頁 |
| 6 日弁連の元「従軍慰安婦問題」に対する立場について       | 11 頁 |
| 7 結論                             | 12 頁 |

インドネシア元「従軍慰安婦」人権救済  
申立事件調査報告書

事件番号 1998年度第35号

申立人 マルディエムら200名

代理人 アントニウス・ブディ・ハルトノ

相手方 日本国

第1 結論

日本弁護士連合会は、日本政府に対し、別紙のとおり勧告をするのが相当と見料する。

第2 申立人と申立の趣旨

- 1 マルディエムら200名の申立人らは、第二次世界大戦中において、日本軍により強制されて「従軍慰安婦」とし日本軍人らに性慰勞を強要されたインドネシア女性である。
- 2 申立人代理人アントニウス・ブディ・ハルトノは、インドネシア・ジョグジャカルタ法律援護協会（Legal Aid Institute 法律援助協会と訳すこともできる）所属の弁護士で、申立人の任意代理人である。
- 3 申立の趣旨は次のとおりである。

- (1) 日本政府に対し、インドネシアの従軍慰安婦の存在を認めるように働きかけて欲しい。
- (2) 日本政府は、1996年4月の国連勧告を受け入れ、インドネシアの従軍慰安婦に対し、謝罪と補償を行うよう働きかけてほしい。
- (3) 日本政府は責任逃れのための政治的道具として利用している女性のためのアジア平和国民基金の一時金支給を中止するように働きかけてほしい。

以上の要望が実現されるよう、日弁連が適切な処置をとられるよう要望する。

第3 調査の経過

- 1 1998年1月9日、本事件を担当した予備審査委員3名は、「調査開始を相当とする」旨の予備審査報告書を入権擁護委員会に提出した。同報告書に基づき、同委員会において調査開始が決定された。
- 2 その際元「従軍慰安婦」本人への面談が最低限必要であるとされた。
- 3 次いで1998年8月27日担当委員3名による「中間報告書」が入権擁護委員会に提出された。

その内容は次のとおりである。

(1) インドネシアにおける元「従軍慰安婦」の存在

日本政府の調査（平成5年8月4日付）、および日弁連の調査（1993年4月第36回シンポジウムのための調査団が、8人の元「従軍慰安婦」から被害状況の調査を行っている）、並びに「女性のためのアジア平和国民基金」（以下アジア女性基金という）が、元「慰安婦」の存在を前提に、インドネシア政府に対し、高齢者社会福祉施設の建設のための資金援助を行っていること、などからその存在が認められる。

(2) 申立人について

申立人代理人ブディ・ハルトノ（インドネシアの弁理士）に委任した人達の中に、元従軍慰安婦が存在し、救済を望み、日弁連に要望しているか否かの調査が必要である。

(3) 申立にかかると事実について

法律援護協会ジョグジャカルタ支部が調査をし、5名の元「従軍慰安婦」と言われる女性からの聞き取りの結果、偽計により慰安所に連行され、監禁されて、1日数名から十数名の日本人の相手をさせられたなどの事実が推認できる。

(4) アジア女性基金と日本政府の対応について

今回の申立において、申立人らがどのような要望をなしているのか、確認できない。

(5) まとめと今後の方向

現地調査が必要である。

4 1999年12月の現地調査の内容について

事情聴取を行ったのは次のとおりである。

- (1) 申立人代理人ブディ・ハルトノ弁理士
- (2) 申立人スハルティ
- (3) 申立人マルディエム
- (4) 申立人スカルリン
- (5) 申立人バルティム
- (6) 申立人ジャイナム（ザイナム）

以上の事情聴取の内容は、別紙聴取書記載のとおりである。

5 その他の調査資料

- (1) 人権救済申立書
- (2) インドネシア・ジョグジャカルタ法律援護協会ブディ・ハルトノ支部長の1996年2月7日付「インドネシアにおける第二次世界大戦被害者慰安婦への日本政府謝罪書簡の請願」
- (3) 「週刊金曜日」（1995年11月10日号「時間が遡らないうちに」一名乗り出たインドネシア元「従軍慰安婦」） 文 川田文子

- (4) アジア通信 No. 142 特集「インドネシアの『従軍慰安婦』」木村公一（インドネシア・バプテスト神学大学教員）
- (5) 日本人の性的奴隷にされて～日本統治下の従軍慰安婦 モモエ物語～（1996年LBHジョグジャカルタ・インドネシアアラベア財団発行より抜粋）  
※モモエとは、前記申立人マルディエムさんの日本名
- (6) 従軍慰安婦資料集（大月書店） 吉見義明＝編集・解説 第8部インドネシア地域における慰安婦・慰安所（363頁～377頁）
- (7) インドネシア・ジョグジャカルタ法律援護協会より社会大臣宛書簡－日本（アジア女性基金）から元従軍慰安婦への90億ルピアの見舞金とその資金で高齢者福祉施設を建設することについてのインドネシア社会省への要請（1996年11月30日）
- (8) インドネシア・ジョグジャカルタ法律援護協会の1996年11月30日付国民基金への抗議文
- (9) 私は「慰安婦ではない」－日本の侵略と性奴隷（アジアの声・第11集）1997年8月 東方出版（※マルディエムさんの証言など）
- (10) インドネシアの「慰安婦」（明石書店 1997年5月） 川田文子
- (11) 季刊戦争責任研究第25号 エッセイ「はじめての証言 スハナさんのこと」 川田文子
- (12) 国際法からみた「従軍慰安婦」問題 国際法律家協会（ICJ）著（1995年3月 明石書店）
- (13) 戦争被害者海外調査報告書（1993年9月 日弁連）
- (14) 財団法人台北市婦女救済社会福祉事業基金会の申立の台湾人従軍慰安婦の件に関する調査報告書（1997年4月 日弁連）
- (15) クマラスワミ国連報告書（1996年1月）
- (16) マクドゥーガル国連報告書（1998年8月）
- (17) 戦争体験記・部隊史調査第3次報告－軍慰安所・軍慰安婦第3次集計表（季刊戦争責任研究第9号）
- (18) 従軍慰安婦 吉見義明（1995年4月 岩波書店）
- (19) 戦争犯罪論 前田 朗（2000年10月 青木書店）
- (20) 「従軍慰安婦」にされた方々への償いのために （アジア女性基金 1995年10月）
- (21) 国連人権委員会特別報告書「女性に対する暴力」（ラディカ・クマラスワミ著 クマラスワミ報告書研究会訳・明石書店 2000年11月）
- (22) 財団法人女性のためのアジア平和女性国民基金からの2001年1月19日付回答書
- (23) アジア女性基金ニュースNo. 16（2000年10月1日付）

## (24) 女性の人権Q &amp; A (アジア女性基金発行)

## 第4 認定した事実

## 1 申立人らが元「従軍慰安婦」であったか

- (1) 本件申立人らのうち、スハルティ、マルディエム、バルティエム、スカルリン、ジャイナム（ザイナム）らは、アジア太平洋戦争中において、前記第3 調査の経過を総合すると「従軍慰安婦」であったことが認められる。（なお、その後スカルリンとバルティエムは死亡）

1942年3月10日今村均中将率いる日本陸軍第16軍が、オランダ領東インド（蘭印、現インドネシア）のオランダ軍最後の拠点ジャワ島バンドンに入城した。このジャワ陥落によって、蘭印の石油その他の資源を確保するという南方作戦の目的はほぼ達成されたといわれる。日本軍は開戦後わずか3ヵ月で東南アジア、南西太平洋のほぼ全域を占領下においたことになる。

そして、申立人マルディエムからの聞き取りによれば、ジョグジャカルタに住んでいた申立人は当時13歳で、1942年に日本軍がやってきてから間もなく、民間劇団の働き口を求めて応募したところ、健康診断の後スラバヤ、ボルネオのパンジャルマシンを経て、トワランの慰安所に連れていかれた。そこで、昼は軍人、夜は役人、電話局員、新聞記者などの日本人の相手をさせられた。報酬を貰った事実は認められない。

申立人マルディエムや申立人スハルティからの聞き取りによれば、慰安所までの連行につき軍人の関与が強くみられるが、申立人バルティエム、同ジャイナム（ザイナム）、同スカルリンについては、慰安所までの連行に軍人の関与は強くは認められない。ただ同申立人らは最初から従軍慰安婦の募集に応じたものではなく、劇団、レストランや病院或いは日本人家庭での労働に応募したところ、慰安所に連行されたのであり、その慰安所で初めて客を取らされたことが判明する。

つまり応募について従軍慰安婦であることを全く知らされず、慰安所に連行されたことや慰安所についてからは逃げることなど全く出来なかったこと、客には軍人のみならず、民間人もいたこと、報酬は一切受け取っていないことは共通する。客に民間人がいたことが、申立人らが従軍慰安婦であることを否定することにはならない。当時の軍事的情勢からみて、インドネシア在住の民間人といえども全て軍の指揮監督下にあったものであり、また慰安所は軍の管理下にあったことなどからして、以上5名の申立人らをして従軍慰安婦ではなかったとはいえない（以下申立人ら5名という）

- (2) その他の申立人について（以下他の申立人らという）

その他の申立人が従軍慰安婦であったか否かについて、申立人代理人ブディ・ハルトノ弁護士との面談によれば、本人の申し出だけでは不十分なので、収容された

慰安所別にグループ毎に集めてクロスチェックしたとのことである。クロスチェックの方法は、例えば申立人マルディエムさんから聞いた内容に基づいてその登場人物を訪れて体験内容をチェックするといった手法をとった。その結果当初249名の登録者が、調査の結果、強制労働の犠牲者であることが判明した女性を除いて申立人200名となった、との説明を受けた。

以上のことからすると、他の申立人についても、元「従軍慰安婦」であったと推定することは困難ではない。

## 2 委任について

申立人代理人であるアントニウス・ブディ・ハルトノ氏はインドネシア法律援護協会・ジョグジャカルタ支部の責任者であり、訪日歴もあり、従来からインドネシア在住の元「従軍慰安婦」への援助活動を精力的におこなってきた。

日弁連への人権救済申立は、申立人マルディエムが日本への3回の訪問中に知り、ハルトノ弁護士へ提案したものであること、ハルトノ弁護士への委任については基本的に公証人作成の委任状で確認したものであり、原本をハルトノ弁護士から見せられその写が日弁連に提出済であることから、明らかといえる。

## 第5 判断

### 1 申立人らが日本政府に謝罪と補償を求めていることについて

まず申立人ら5名が、元「従軍慰安婦」であり、且つ他の申立人らも元「従軍慰安婦」である可能性が高く、日本政府から現在にいたるまでの謝罪と補償を受けていないことは明白であり、申立人らはこれを日本政府に求めていることが認められる。

### 2 日本政府の立場について

日本政府は、法的責任を受諾してはいないが、多くの声明で第二次世界大戦中の「従軍慰安婦」の存在は認めていると判断される。

河野洋平官房長官（当時）は1993年8月4日付声明で慰安婦の存在及び慰安所の設置・運営に旧日本軍が直接・間接に関与したこと、及び募集が私人によってなされた場合でも、それは軍の要請を受けてなされたことを認めた。声明はさらに、多くの場合「慰安婦」は、その意思に反して集められたこと、及び慰安所における生活は「強制的な状況」下での痛ましいものであったことも認めている。

日本政府の特別研究は、①各地における慰安所の開設は当時の軍当局の要請によるものである、②各地における慰安所の存在が確認できた国または地域は、日本、中国、フィリピン、インドネシア、マラヤ（当時）タイ、ビルマ（当時）、ニューギニア（当時）、香港、マカオ及び仏領インドネシア（当時）である。③民間業者が（慰安所を）経営していた場合においても、旧日本軍がその開設に許可を与えたり、慰安所の施設を整備したり、慰安所の利用時間、利用料金や利用に際しての注

意事項などを定めた慰安所規定を作成するなど、慰安所の設置や管理に直接関与した。④募集は多くの場合民間業者によってなされたが、募集者は「或いは甘言を弄し、或いは異教させるなどの形で」「本人たちの意向に反して」募める手段をとり、管理者と軍関係者が直接募集にあたった場合もあるとしているとし、旧日本軍の直接関与を認めている。

### 3 日本の法的責任について

これら「従軍慰安婦」制度が国際法、国際習慣法に違反することは日弁連が1995年1月に明らかにした「『従軍慰安婦問題』に関する提言」13頁以下において詳細に述べているとおりであり、日本に法的責任があることについて、ここに述べるまでもないが、簡単にふれることとする。

#### (1) 国際法、国際習慣法違反

「従軍慰安婦」制度は、日本が当時批准していた以下の条約等国際人道法に違反する。

##### ① 陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約（ハーグ条約）

日本が1911年11月16日に批准したハーグ条約付属規則第43条は、占領地域での法律の尊重を定め、同第46条では占領地での私権の尊重を定めている。占領地における強姦、性的虐待、性的奴隷化は、これら規則に反する。

##### ② ジュネーブ捕虜条約（1929年）

日本は批准をしていないが、これを準用すると米国ほか各国に回答している。（1929年1月29日）

同条約2条は捕虜保護原則を、同3条は婦人の保護を定め「占領地域における女性を拘束した上で性行為の強要は、民間人を抑留して性行為をおこなわしむこと」を禁止している。

##### ③ 人道に対する罪

戦後ドイツと日本における2つの国際軍事裁判所条例では、当時の国際法違反の通例も戦争犯罪に該当しない場合でも、戦争に関して人道に反する行為を行った者を「人道に対する罪」に該当するとして、これを処罰することを定めている。その行為は、「殺戮、殲滅、奴隷的虐待、追放その他非人道的行為」であり、もしくは、「政治的又は人種的迫害行為」である。「従軍慰安婦」の実態は、性的な奴隷的虐待にあたるものである。

#### (2) 職業ヲ行ハシムル為ノ婦女売買禁止ニ関スル条約違反

日本は、イ、「職業ヲ行ハシムル為ノ婦女売買取締ニ関スル協定」（1904年）、ロ、「職業ヲ行ハシムル為ノ婦女売買禁止条約」（1910年）、ハ、「婦人及び児童ノ売買ノ禁止ニ関スル条約」（1921年）を、1925年12月21日に批准した。これら協定及び条約は違反者を処罰することを義務付けている。

日本は、1921年条約第14号に基づき、植民地を包含しないとの宣言を行

っているが、当時インドネシアは占領地であり、申立人らを慰安所まで輸送するのに日本軍トラックを使用し、さらにジャワ島までの間に日本の船舶を利用して、日本の船舶は、国際法上日本本土と見なされる。

### (3) 強制労働に関する条約違反

1930年6月28日ILO第14回総会は、強制労働に関する条約（第29号条約）および勧告第35号、同第36号を採択し、日本は1932年11月21日同条約を批准した。

条約2条1項は、強制労働の定義につき「或者ガ処罰ノ脅威ノ下ニ強要セラレ且右ノ者ガ自ラ任意ニ申シテタニ非ザル一切ノ労働ヲ謂フ」と定義されるが、この「一切ノ労働」には性行為も含まれる。

同11条は、女性はいかなる場合にも、強制労働に従事させることを禁止している。

申立人らは、その応募に際し慰安婦であることを知らされず、応募後、慰安所において初めてそのことを知った。その上で「従軍慰安婦」として性行為を強要されたものであったことは事実の認定においても明らかであり、同条約に違反すると言わざるを得ない。

### (4) 奴隷制および奴隷取引を禁じる国際慣習法の違反

19世紀当時において奴隷制度を禁止することはユス・コーゲンスと見なされ、1926年には、奴隷条約として確立された。

日本は、同条約を批准していないが、国際慣習法として拘束されていた。申立人ら5名は、契約関係は一切なく、完全な無権利状態に置かれていた。占領下のインドネシアにおいて申立人ら5名は、日本軍の指揮命令下におかれた民間人やその補助者において慰安婦であることを秘して募集し、慰安所に送り込まれた。その輸送機関にトラックや日本の船が使用された。そしてその利用者は、軍人とその指揮下にある民間人であった。

これは奴隷制を禁じる国際慣習法に違反する。

## 4 日本の責任に関する国際連合の人権委員会等の「従軍慰安婦」に関する審議について

### (1) ファン・ボーベン報告について

国連の人権小委員会により任命されたファン・ボーベン報告者は、1993年7月国連人権小委員会の特別報告者による最終報告書において、「人権と基本的自由の重大な侵害の被害者の現状回復、賠償、リハビリテーションを受ける権利についての最終報告書」が提出され、1994年3月第50回国連人権委員会で、採択された。

「従軍慰安婦」制度に関していえば、「奴隷制度および奴隷制類似の慣行」、「残虐な又は非人道的な取扱い」および「人種や性別に基づく組織的差別」に該当する

と、判断された。

そして、かかる場合国家は、「被害回復の義務」(原則2)を負い、その被害回復には、「侵害行為の結果をできるかぎり除去し、侵害を防止し、阻止することによって、被害者が受けた苦しみを救済し、被害者に正義を与えることを目的とする」(原則3)、「被害回復は、被害者の必要や要求に応えるものでなければならず、侵害の程度に応じたものでなければならない」(原則3)、とするほか、違反者を肝迫し、処罰する義務を負うとしている。

## (2) クマラスワミ報告について

1994年国連人権委員会は、スリランカのラディカ・クマラスワミ氏を「女性への暴力に関する特別報告者」に任命した。同氏が1996年1月4日付で人権委員会に提出した最終報告書によれば、日本政府に対して次のような勧告をおこなっている。

- ①第二次世界大戦中に日本帝国軍によって設置された慰安所制度が国際法の下でその義務に違反したことを承認し、かつその違反の法的責任を受諾すること。
- ②日本軍性奴隷制の被害者個人に対し、人権及び基本的自由の重大侵害被害者の原状回復、賠償及び更正への権利に関する差別防止少数者保護小委員会の特別報告書によって示された原則に従って、賠償を支払うこと。多くの被害者が極めて高齢なので、この目的のために特別の行政的審査会を短期間に設置すること。
- ③第二次大戦中の日本帝国軍の慰安所及び他の関連する活動に関し、日本政府が所持するすべての文書及び資料の完全な開示を確実なものにすること。
- ④名乗り出た女性で、日本軍性奴隷制の女性被害者であることが立証される女性個人に対し、書面による公的謝罪をなすこと。
- ⑤歴史的現実を反映するように教育内容を改めることによって、これらの問題についての意識を高めること。
- ⑥第二次大戦中に、慰安所への募集及び収容に関与した犯行者をできる限り特定し、かつ処罰すること。

## (3) マクドゥーガル報告について

1998年8月21日、国連人権小委員会で採択されたマクドゥーガル報告書は、戦時・性暴力問題に関する最新の報告書である。同氏は、97年から99年まで人権小委員会代理委員及び「武力紛争時における組織的強姦・性奴隷・奴隷類似慣行に関する特別報告者」であった。現在は人種差別撤廃条約に基づく人種差別撤廃委員である。

同報告書は、日本政府からの報告書を検討して日本軍「慰安婦」問題に関する日本政府の法的責任を分析し、①奴隷の禁止違反、②人道に対する罪、③戦争犯罪である、と結論している。その主たる勧告内容は次のとおりである。

① 残虐行為の責任者の処罰

② 「慰安婦」被害女性に対する損害賠償とアジア女性基金

「慰安婦」被害女性に対して公式に法的賠償を求められている日本政府の責任が「アジア女性基金」で果たされるわけではない。「償い金」の支払いは法的責任を認めたものではない。「アジア女性基金」が法的賠償にあたらない以上、損害賠償支払いの新たな政府基金を、外国代表も加えて設置しなければならない。国連人権高等弁務官は日本政府とともに、公式に金銭補償を提供する補償計画を迅速につくるために、政策決定権を与えられた国内外の指導者を専門委員に任命すべきである、その役割は次のとおり。

ア 適切な損害賠償額の算出    イ 基金の広報と被害者認定の効果的なシステム確立    ウ 「慰安婦」からの請求すべてに迅速に対処する行政審査機関の設置

③ 損害賠償額の妥当性

損害賠償額の妥当性は、被害の重大さ、規模、反復性や、行われた犯罪が意図的であったか否か、社会の信頼を裏切った公務員の行為にどのくらいの犯罪性があったか、すでに経過した膨大な時間（救済が大幅に遅れた心理的被害、貨幣価値の下落による損失）などを考慮すべきである。損害賠償の対象となるのは、身体的、精神的な被害、苦痛や情緒不安、教育機会の喪失、収入そのものや収入を得る能力の喪失、リハビリテーションの医療費その他の応分な費用、名誉・尊敬への侵害、救済を得るために法律家や専門家の援助にかかる応分な費用など、経済的に算定可能なすべての被害である。虐待がくり返されないような抑止力も考慮に入れるべきである。

④ 報告義務

日本政府は、「慰安婦」を特定し、被害者補償し、加害者を訴追する状況の進展についての詳細な報告を、国連事務総長あてに年2回、提出するよう義務づけられる。報告書は、日本語と朝鮮語でも準備し、国内外で配布し、とりわけ被害女性本人に対し配布し、また彼女たちが現在居住する国で、広く普及すべきである。

99年8月26日国連人権委員会・人権促進保護委員会（旧差別防止少数者保護小委員会）は、「戦時組織的強姦・性奴隷に関する決議案」を採択した。この議決案の内容は次のとおりである。

マクドゥーガル特別報告者の報告を歓迎し、この問題について1907年のハーグ陸戦法規が賠償の必要性を規定していることを確認し、国際法に照らして犯行者の訴追と被害者への賠償が重要であるとし、さらに国家の責務や個人の権利は平和条約・平和協定・恩赦などで消すことはできない。

2000年8月16日マクドゥーガル特別報告者は「最終報告書のアップデート（最新報告）」を行った。このとき日本の軍隊性奴隷制度に恐れ「レイプ

キャンプ（慰安所のこと）の被害者には何の補償もされていない。公的賠償もなければ、法的責任の公的認知もないし、誰も訴追されていない。日本政府はいわゆる『慰安婦』に対して行われた侵害について謝罪するための措置を講じてはいるが、それは自己の法的責任を認めて受け入れるものではなく、被害者に法的賠償も支払ってもいない。それゆえ日本政府は国際法上の責務を十分果たしてはいない」と指摘した。

(4) 以上のように国際社会は、日本政府に対し「従軍慰安婦」に法的賠償と被害者の訴追を求めているのである。

## 5 アジア女性基金とインドネシア元「従軍慰安婦」への対応について

### (1) アジア女性基金について

#### ① 設立の経過について

日本政府は、1990年以降太平洋戦争下における「従軍慰安婦」について本格調査に乗りだし、その調査結果が92年7月と93年8月に2回発表された。93年8月4日河野宮房長官（当時）は、軍の関与を認め「お詫びと反省の気持ち」の談話を発表した。7月6日の第一回調査発表においては、前述のとおりインドネシアにおいても「日本軍は占領した先々で慰安所を設置し、現地の女性を慰安婦として働かせていた」事実を認めている。その後、1994年8月31日村山総理大臣（当時）は河野宮房長官と同趣旨の談話を発表し、この談話をもとに自民党、社会党、さきがけの与党三党（当時）は、戦後50年問題プロジェクトに従軍慰安婦問題等小委員会を設置し検討を進めた。その結果与党三党の報告を受けて、政府はまず平成7年度予算に基金経費への補助金4億8000万円を計上、1995年7月19日女性のためのアジア平和女性基金（略称アジア女性基金）が正式に発足し、財団法人として設立登記された。

② その後の運営経費も政府予算により補助され、「元『従軍慰安婦』に役に立つような医療、福祉等の事業」が政府からの拠出金を基にしていることは、アジア女性基金も認めているところであり、次に述べるインドネシアへの「基金」の医療事業等にも政府資金が使用されている。

(2) 1997年3月25日インドネシア社会省とアジア女性基金はインドネシア政府が実施する「高齢者社会福祉推進事業」を支援することで合意し、覚書を締結した。

その合意内容は、インドネシア政府が事業の実施機関となり、アジア女性基金が10年間にわたり、総額3億8000万円を限度として資金を拠出し50ヵ所の施設（設備を含む）を建設するというものであり、現在までに第1、2年度分として中ジャワ州ウンガラン市ウェニン・ワヨルド老人ホーム他11ヵ所が完成したとのことである。

右合意によれば、右施設は個々の元「従軍慰安婦」を対象とした事業ではなく、老人ホームの施設整備事業への支援であることが認められる。ただインドネシア社会省

から右施設の設置場所に関しては、旧日本軍が多く駐屯し、元「従軍慰安婦」が多く存在すると思われる地域に重点的に整備し、同施設への入居者の選定に当たっては元「従軍慰安婦」と名乗り出た女性が優先されるとの確約をアジア女性基金は得たとのことである。

一方、申立代理人ハルトノ弁護士の説明によればインドネシア政府（当時スエノ社会省大臣）がアジア女性基金受領の意思表示時に、全国に5カ所の老人ホームを建設すると言っていたが、その成果は全く不明である。老人ホーム建設の予算は国家予算内にあったにもかかわらず、それにかぶせて二重に予算化しているとのことであり、その使途は全く不明である、とのことである。

右施設に元「従軍慰安婦」の方々が入居されているか否かについては、公表されていない。アジア女性基金によれば、「従軍慰安婦」被害者と思われる方も入居されているとのことであるが、確認されていない。

入居するということは、自分の立場を公にすることという意味しており、それにより家族や社会からしっぺ返しを受けるという恐れを抱く者もあり、またプライバシーの問題もある。

少なくとも現在インドネシアに在住する元「従軍慰安婦」個人に対しては、アジア女性基金からの資金拠出はない。

また、アジア女性基金が個々の元「従軍慰安婦」に対して援助するためには、当該政府、または当該政府が公認する団体（NGOを含む）が元「従軍慰安婦」であったことを認定することが要件とされており、インドネシア政府または同政府が認める団体の認定がなされていない以上、個々の元「従軍慰安婦」への出費は行われない。

なお1999年に社会省が廃止され、その業務は国家社会福祉庁に移行されて基金事業の実施機関となっている、とのことである。

これがインドネシアの「従軍慰安婦」問題の解決策として、日本政府がアジア女性基金を通じて行っている事業の概要である。

#### 6 日弁連の元慰安婦問題に対する立場について

- (1) 日弁連は、1988年11月世界人権宣言40周年を記念した第31回人権擁護大会シンポジウムにおいて、戦争被害の実態と補償の在り方を早急に検討する必要があることを確認した。
- (2) 1992年7月、日弁連人権擁護委員会は、シンポジウム「日本の戦後処理を問う」を開催し、戦争被害の実態と補償のありかたを検討した。
- (3) 同年12月、日弁連第2回国際人権セミナーを開催した。
- (4) これらを通じて戦争被害の実態を日弁連自身で調査することが重要であることを確認し、1993年夏頃まで、インドネシアを含むアジア諸国の戦争被害の調査を行い、その中にはインドネシアが含まれているが、「アジア諸国の戦争被害海外報告書」を作成した。この調査結果は、1993年10月第36回人権擁護

護大会シンポジウムにおいて報告され、同大会において「国は速やかに被害実態の把握と責任の所在の明確化など真相の究明を徹底して行い、これら被害者への適切・可能な被害回復のあり方について早急な検討を始める必要がある」との大会宣言を採択した。

(5) 1995年1月に先に述べた「従軍慰安婦」に関する提言を行った。

(6) 1997年1月には、台湾人従軍慰安婦の件に関する調査報告を公表した。

結論として「従軍慰安婦問題が、戦時における女性に対する性的行為の強制であり、個人の尊厳に反するものであるという本質を考慮し、被害実態の把握と責任の所在の明確化など真相の究明を徹底して行い、被害者に謝罪した上、適切・可能な被害回復のため立法解決を早急に検討すべきであること」を日本政府に対して勧告した。

(7) 以上の日弁連の立場は、すでに明らかにしている提言（1995年1月）のとおりであり、従軍慰安婦問題の真相究明、公的謝罪、被害者個人への賠償、歴史教育の徹底等をさらに押し進める点は、現在も維持されており、特に変更すべき理由はない。

## 7 結論

以上から、第1、結論のとおり勧告が相当である。

2001年10月25日

女性のためのアジア平和国民基金

理事長 村山 富市 様

私たち「台湾の元『慰安婦』裁判を支援する会」は、現在「女性のためのアジア平和国民基金」(以下略称=「国民基金」)が台湾において、「慰安婦」被害者たちに対する「償い金」支給のため新たな動きをしておられることに強く抗議します。

従来台湾の被害者たちは、日本政府による謝罪と正式な賠償を求め、台湾内での支援を得て、国民基金を受け取ってきませんでした。しかし、来年5月の期限終了を前に、国民基金では台湾内の関係者を通して被害者に国民基金を受け取るよう説得しています。

国民基金側では、この民間募金による「償い金」を受け取ることは、将来、日本政府からの公式な賠償を受け取ることとは矛盾しないという説明をし、あるいは、一理事の私見として「民間基金の運動が公式な賠償に道を開くこともあり得ると考える」というような発言もしておられますが、基金設立当時の経緯や設立の趣旨をみても、私どもはこの説明には納得できません。日本政府は公式賠償は不可能であるという観点に立って国民基金を設立したのであり、現在に至るまで政府の立場は一貫して変わっていません。あたかも賠償の可能性があるかのような説明を行なうことは、被害者と支援者を欺くことではないかと考えます。

国民基金設立から6年、その間に、部分的ではありますが、政府のすみやかな立法措置を求める判決も出ており、また国際社会の世論は、「慰安婦」制度を戦争犯罪とし、個人への補償を求める方向に変わりつつあります。しかも、被害国における国民基金への批判はきびしく、支給は予定通り進んでいないと承知しています。

国民基金は、今、その破綻を認めて、抜本的に方向を転換すべきときではないでしょうか。それにもかかわらず、功を急ぎ、金銭をもって台湾の被害者と支援者を分裂させる行為は嚴重に憤るべきであると考えます。

国民基金は、国内においては民間の募金であることを強調し、国外においては日本政府との関係を強調するなど微妙にその説明を変えておられますが、そうした二重性をもつ説明のゆえに、国外の人々の目からは理解が困難なものになっているようです。かつて日本の国家が植民地の貧しい少女たちをあざむいて被害にあわせたことを顧みると、現在日本の政府の意を受けて、その援助の下に運営されている国民基金が、年老いた被害者たちをもう一度あざむくような行為をすることは恥ずかしさのきわみです。私たちは国民基金がこのような行為を直ちに止められるよう要請いたします。

台湾の元「慰安婦」裁判を支援する会

代表 渡辺 信夫

〒157-0061 東京都世田谷区北烏山1-51-12 東京告白教会気付

TEL・FAX. 03-5166-0191

## 国際会議 後期計画

### 「子どもの人権、大人の課題」

ー子どもの商業的性的搾取撲滅世界会議関連のシンポジウムー

目的 横浜で開催される第2回世界会議中にアジア女性基金の子どもの商業的性的搾取の問題に関するシンポジウムを開催する。

日時 2001年12月18日(火) 14:00～17:00

場所 フォーラムよこはま 会議室 1

(横浜市西区みなとみらい2-2-1-1ランドマークタワー13階)

テーマ 「子どもの人権、大人の課題」

シンポジスト タイ、フィリピン、スリランカ、日本から各一名

### 第2回「女性と司法」専門家会議

目的 各国における裁判とジェンダーの問題を取り上げる。「なぜ『財産』に対する侵害に比べ、『強姦』などの女性に対する人権侵害の方が、量刑が軽いのか。」など、それぞれの国における問題を、第一回の会議より深めて論議し、国際的な枠組みの提案を行う。

日時 2002年1月20～22日

場所 京都ガーデンパレス 会議室

(京都市上京区烏丸通下長者町上ル龍前町605、日本私立学校振興共済)

テーマ 裁判と女性

参加者 台湾、韓国、タイ、マレーシア、フィリピン、インドネシア、インド、ルーマニア、アルジェリア、USA

### 国連世界調査報告「開発と女性の役割ーグローバル化、ジェンダー、労働」翻訳完成シンポジウム

目的 NGO 支援で翻訳した上記の国連文書を NGO と共催で発表報告する。

日時 2002年1月31日(木) 13:00～17:00

場所 国連大学「エリザベス・ローズ」会議室 5階

共催 国連大学、アジア女性基金

協力 ネグロスキャンペーン、シャプラニール、JVC、国連機関

海外 Dorota、フィリピン、タイ、バングラデシュ、日本

## 関係資料

### 戦後補償ネットワークFAX

1-8

### 外務省報道ぶり

9-18

新聞切り抜き

### 「慰安婦」・戦後問題関連

19-31

新聞切り抜き

### 女性・人権問題関連

32-57

新聞切り抜き

### AWF関連

58

## 戦後補償実現！FAX速報 №356 2001.10.22

編集・発行：戦後補償ネットワーク 〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-18-301  
FAX: 03 (3237) 0287 TEL: 03 (3237) 0217 URL: members.aol.com/cfrtyo99/sub3.htm  
受信料：月額1000円（切手可）郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」  
銀行口座：東京三菱銀行神保町支店（普通）013-1173765 同 E-mail: cfrtyo@aol.com

### ◆日弁連が小泉首相にインドネシア人元「慰安婦」への謝罪と補償を勧告。報告書も発表

10月19日日本弁護士連合会（久保井一匡会長）は、1996年にインドネシアのジョクジャカルタ在住の元「慰安婦」マルディエムさんら200人の元「慰安婦」が人権救済を申し立てた事件（本紙128号参照）に対する調査報告書を発表するとともに、久保井会長名で小泉首相あてに「速やかに謝罪や金銭補償を含めた被害回復のための措置を講じること」を求めた勧告書を送付したと発表した。マルディエムさんらの申し立て（代理人＝ブディ・ハルトノ弁護士）を受けて日弁連人権擁護委員会は99年12月に現地調査を行い、5人の被害者（内2人はその後逝去）と面接し、代理人とも面談した。調査の結果、5人の被害事実を認定、他の申立人の被害事実も推定で認定した。日本の法的責任については、国際法・国際慣習法違反、職業禁止条約違反、強制労働禁止条約（ILO29号）違反、奴隷禁止条約違反を認定、国連人権委員会等の報告・勧告を紹介した後、「女性のためのアジア平和基金」のインドネシアでの事業にもふれるとともに日弁連のこの問題に対する立場を再確認している。日弁連の「慰安婦」問題に対する勧告は95、97、98年に続いて4度目。（10/19共同、20朝日）

### ◆香港軍票補償訴訟、最高裁が棄却決定。敗訴が確定

16日最高裁第3小法廷（濱田邦夫裁判長）は、香港住民が戦争中に日本軍が発行した軍票の補償を日本政府に求めた訴訟の上告を棄却する決定を出した。香港軍票訴訟は93年8月に東京地裁に提訴し、99年6月棄却（本紙269号参照）、東京高裁に控訴したが今年2月に棄却され（本紙324・325号参照）、上告していた。1審の東京地裁では原告らが受けた被害は「戦争被害」と認定された。16日出されたのは「判決」ではなく「決定」。民事訴訟法318条1項に該当しないとの理由。民訴法の改正により、最高裁が判決にするのは憲法判断する場合に限定され、最近最高裁に上告される事件のほとんどがこの「決定」で退けられるため、判決にまでたどりつくのが困難になってきている。（10/16共同、17朝日・毎日・読売）

### ◆小泉首相初の訪韓。国会議長とも会えず。「互いに反省」に反発高まる

15日小泉首相は8日の中国訪問に続いて韓国を就任以来初めて日帰りで訪問。金大中大統領との会談の前にソウルの国立墓地や抗日活動家が投獄された刑務所跡地の西大門独立公園を訪れ、「日本の植民地支配で韓国の国民に対し、多大な損害と苦痛を与えたことに心からのお詫びと反省の気持ちをもって展示を見学した」と語った。しかし、続けて「お互い反省しつつ」とも述べたため、韓国側は反発。17日の国会で野党議員が「植民地支配された側が何を反省するのか？」と批判した。首脳会談で金大統領は「西大門公園での心のこもった反省を高く評価する」と述べ、歴史認識・教科書・靖国参拝などについての発言も交わされたが、小泉首相は従来の立場を変えず、歴史教科書の共同研究が合意されたくらいで、関係改善に向けて「決定打」のない訪問に終わった。韓国の戦争被害者団体や市民・学生ら約千人は、訪問先の西大門独立公園などで抗議行動を行ったが、3千人の機動隊が規制した。韓国政府はこれを機に対日報復措置解除に動く構えだが、野党ハンナラ党の権哲賢スポークスマンは「日本に免罪を与えるだけの何の成果もない訪韓だった。何のために訪韓したのか分からない」と批判。韓国各紙も批判的に報道した。日本の各紙は教科書問題や靖国参拝

を報じた頃と比べると扱いが格段に小さく、テロ法案やアフガン戦争に優先的に紙面を割いた。両首脳は20-21日の上海APECでも関係修復を演出した。(10/15-18各紙から)

◆「国民基金」がインドネシア・台湾で被害者切り崩しに活発な動き。対立あおる作戦か？

「女性のためのアジア平和国民基金」(「国民基金」)は9月5～7日海外からゲストを招いてラウンド・テーブルと公開フォーラムを開いたが、そのうちインドネシア、台湾からの参加者らが帰国後に被害者支援団体を見捨て被害者に接触し、「国民基金」の事業の宣伝・説明を行い、申請を行うよう働きかけ、各地で混乱が広がっている。インドネシアから参加したヌルシヤパニ・カトゥジャサンカナ上院議員(正義と民主主義のためのインドネシア女性連合「KPI」事務総長、「女性戦犯国際法廷」検事)は9月24日ジョクジャカルタに女性連合のスタッフを派遣し、元「慰安婦」20人を集めて「国民基金」の事業を説明し、受取・申請を示唆する会合を開催した。インドネシアの他の地域でも同種の会合を今後開く予定。小泉首相の「お詫びの手紙」のインドネシア語訳も配布され、一人当たり約18万円という金額も語られているという。オランダ方式(本紙344号参照)の全額外務省資金による医療福祉支援事業の枠組みでの支給を想定しているものとみられる。これまで「国民基金」を批判し、解散を要求してきた法律扶助協会(LBH)ジョクジャカルタ支部のブディ・ハルトノ弁護士(右記参照)らの活動を批判するとともに、「国民基金」とのパイプを強調している。これに対しジョクジャカルタ周辺の1156人の被害者を代理するブディ弁護士は、ヌルシヤパニ上院議員にKPIの行動を批判する書簡を9月26日に送るとともにインドネシア政府の社会大臣にも高齢者向け施設の建設費を「国民基金」から受け取らず、被害者とともに日本政府に謝罪を求めるよう要求した書簡を10月11日に送付した。

台湾では「国民基金」の上記会合に招かれた高李麗珍(高・リー・リー・チン)無任所大使らが帰国後「国民基金」の「償い金」を被害者が受けたかどうか再確認する必要があると説き、これまで拒否してきた被害者らに電話などで説得を開始しているという。18日これまで被害者らを積極的に支援してきた王清峰弁護士、施明德立法委員、作家の李敖氏らが記者会見して高李麗珍大使を批判し、任命者の政府に抗議した。これに対し高李麗珍大使らは「国民基金側からの依頼で“これだけの金がもらえる”と純粋に情報を提供したに過ぎない」と弁明している。「国民基金」は事業期限まであと1年ほどの韓国・台湾での「償い金」支給が進んでいないことに憂慮を深めていて、基金の台湾担当の下村満子理事が先月台湾の代表部である駐日台北駐日経済文化代表處を訪れ、「償い金」の受取推進への協力を要請している。台湾の政府は公式に日本政府に謝罪と補償を求め、「国民基金」を受け入れない立場を公表し、堅持してきたが、現職無任所大使が「国民基金」の公開フォーラムに参加したことで外交の一貫性を疑わせる事態となった。「国民基金」側は96～98年に韓国やフィリピンで起きた被害者・現地支援団体の対立・分裂をインドネシア、台湾でもあおっているとみられる。

なお、9月18日「国民基金」の村山理事長は官邸に福田官房長官を訪ね、同基金への政府の支援を要請している。(9/18毎日、25Barnas、10/18聯合晩報、19中国時報・聯合報・自由時報)

＜勉強会のご案内＞動き出したドイツ強制連行補償基金について

- 日時：11月5日(月)18:30、九段社会教育会館(九段下)第1学習室(3F)
- 内容：①ビデオ上映：『過去を問われたドイツ企業—強制連行・56年後の償い』、  
②報告&問題提起：佐藤健生さん(拓殖大学教授) ●会場費=500円
- 主催=戦後補償ネットワーク+千代田・人権ネットほかT03-3237-0217、F03-3237-0287

【裁判情報】●10月30日(火)10:30 江原道遺族訴訟控訴審第16回公判、東京高裁817号。

【お詫び】一部で前号発信エラーが出て、未著の所があったようです。再信しますのでご一報下さい。

## 戦後補償実現！FAX速報 No. 357 2001.11.3.

編集・発行：戦後補償ネットワーク 〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-18-301

FAX: 03 (3237) 0287 TEL: 03 (3237) 0217 URL: members.aol.com/cfrtyc99/sub3.htm

受信料：月額1000円(切手可) 郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」

銀行口座：東京三菱銀行神保町支店(普通)013-1173765 同 E-mail: cfrtyc@aol.com

### ◆米カリフォルニア州上級裁、米元捕虜訴訟でも三井・三菱の棄却請求退け、実質審理へ

10月19日米カリフォルニア州オレンジ郡上級裁判所(ウィリアム・マクドナルド判事)は、元日本軍捕虜のフランク・ディルマンさん(81)らが三菱マテリアルや三井物産などを訴えていた3件の訴訟に関して棄却請求を求めた被告企業側の主張を退け、実質審理に入ることと決定した。25日原告側弁護団が発表したもので、マクドナルド判事は決定文の中でサンフランシスコ講和条約解決済み論に対して「条約の適用について最終的な決定を下すのは行政でなく司法。政治的な理由で個人が私企業を相手取って行使する権利が奪われてはならない」と述べ、棄却を求める米政府の姿勢を批判した。先の対小野田セメント訴訟(本紙352号参照)に続いて州上級裁で実質審理に入ることになり、カリフォルニア州裁では連邦地裁の判断(本紙353、354号参照)とは正反対の判断を示す流れが顕著になりつつある。99年8月最初に日本企業を米国で訴え、現在連邦高裁で係争中のレスター・テニーさん(81、本紙275号参照)は「私が提訴して以来もっともエキサイティングな進展だ」と語り、決定を歓迎した。(10/25共同、27朝日、11/2 Japan Times、ICR)

### ◆小泉首相靖国参拝違憲訴訟、大阪・松山・福岡で韓国人遺族ら含む約900人が提訴

11月1日小泉首相の8月13日の靖国参拝は憲法20条に違反するとして首相と靖国神社を相手取って違憲確認と1人1万円の損害賠償、今後の参拝差し止めを求める訴訟を大阪、松山、福岡の地裁に900人以上が集団で起こした。大阪地裁には日本人の戦没者遺族約40人、韓国人の元軍人・軍属の遺族約120人、遺族でない日本人と在日韓国・朝鮮人、在日中国人ら約480人の計約640人、松山地裁には四国4県の63人と高松市と松山市の真宗大谷派の寺院が法人として参加、福岡地裁には九州と山口県などの211人が提訴した。首都圏でも12月7日に東京、千葉の地裁に提訴する予定。これに対し小泉首相は1日「話にならんね。世の中おかしい人があるもんだ」と記者団に語り、福田官房長官も「そういうことを言っただけで小泉純一郎の信仰の自由を妨げるというのは、それこそ憲法違反。どこが憲法違反になるんですか？総理大臣である小泉が参拝したんですよ」と記者会見で述べた。これに対し、韓国側の原告をまとめた太平洋戦争被害者補償推進協議会の金銀植(キム・ヨンソク)事務局長は「首相訪韓時の反省の弁はやはりリップサービスに過ぎなかった」と反発、民主党の鳩山代表は1日「おかしい総理がいる」と批判、社民党福島新幹事長も「ひどい発言」と非難した。この発言に今後韓国側が態度を硬化させる可能性も予想される。(11/1各紙夕刊、2各紙朝刊から)

### ◆金景錫さんらが最終意見陳述し、江原道訴訟控訴審結審。判決は来年3月末に

30日東京高裁で江原道遺族訴訟控訴審(91年提訴、96年東京地裁棄却、本紙145号参照)が第16回の口頭弁論を経て結審した。この日は原告代表5人(内1人代読)が最終意見陳述を行い、最後に原告団長の金景錫(キム・ギョンスク)さん(76)が「兄を炭鉱で殺され、66歳で裁判を始めた。日本はいたるところに迷惑をかけ放して、司法に後始末を任せようとしている。死んでからいい判決をもらっても裁判の実益はない。踏みにじられた人権と人道の回復を国家の

責任で行うべきだ」と述べた。判決は来年3月28日の予定。

◆企業・政府・国会の対応求め、「10・24 戦後補償総行動」。韓、台、米の弁護士らも参加

10月24日「新しい戦争」の前に「先の戦争」の後始末を！“無視していいのか？国連・ILO勧告”をスローガンに“戦後補償総行動”が行われた。朝から三菱重工本社、日経連で宣伝行動・交渉を行った後、国会に約200人が請願デモを行い、「戦時性的強制被害者問題解決促進法案」の早期成立などを要請した。また参院議員会館で同法案の早期制定を求める院内集会を開き、韓国の崔鳳泰、台湾の王清峰、米国のバリー・フィッシャー弁護士らも土屋公献弁護士ら日本側呼びかけ人とともに発言、民主・社民党議員らに立法への努力などを要請した。この後外務省、厚生労働省との交渉も行われた。(10/30女性ニュース、全国ネット)

◆在外被爆者訴訟控訴審始まる。「在韓被爆者生存者は2,161人」と郭貴勲さん語る

今年6月に大阪地裁で勝訴し、国側が控訴した郭貴勲(カキ・ネフ)さん(76、本紙333～340号参照)の被爆者援護法の在外適用を求める裁判の控訴審が大阪高裁で始まり、24日第1回口頭弁論が開かれた。25日東京で開かれた郭さんを囲む懇談会には森田隆在ブラジル原爆被爆者協会会長、倉本寛司米国原爆被爆者協会名誉会長らも出席。席上、郭さんは「1945年に約8～9万人の朝鮮人が被爆し、約4万人が当時死亡し、3万3千人くらいが生存。内2万3千人くらいが韓国に帰国したとみられるが、現在韓国で確認されている生存者は2,161人(内被爆者手帳の所有者は874人)。日本人の生存者は約29万人で、被爆者の約1割が韓国・朝鮮人とすれば約3万人が生存していていいはず。それだけ厳しい環境の中で生きてきた。健康管理手当は月額34,130円に過ぎない。金の問題ではない。日本政府は人道的・道義的...とお茶を濁してきた態度を改めるべき」と述べた。また、「厚労省の検討会の結論が12月26日に出され、同じ日に長崎地裁で李康寧さんの判決が予定されている。この日に流れが決まる可能性が高い」と今後の見通しを語り、協力を訴えた。厚労省の次回検討会は11月8日(木)15:00、控訴審次回口頭弁論は12月21日15:20～大阪高裁大法廷で。(JKネット)

◆ローマ法王が中国に「過去の過ち」謝罪。植民地時代の布教の過ち認め、国交求める

24日ローマ法王ヨハネ・パウロ2世はローマで開かれた国際シンポジウムにメッセージを送り、その中でカトリック教会の中国での「過去の過ち」を謝罪した。19世紀から20世紀初頭に「植民地支配勢力と結んで行われた布教活動は、国民の利益と一致しなかった」と誤りを認め、「中国における教会関係者の仕事に過ちがなかった訳ではない」などと婉曲な表現で謝罪し、中国との早期国交樹立を強く求めた。中国側は30日孫玉璽外務省報道局副局長がこの法王の声明を歓迎し、評価するとともに、台湾との断交、内政不干渉などを求めた。(10/25毎日、26読売、31毎日)

◆<案内>報告&懇談会「動き出したドイツ強制連行補償基金について」

11月5日(月)18:30、九段社会教育会館(九段下)第1学習室(3F、会場名は「千代田・人権ネット」)、ビデオ上映＝『過去を問われたドイツ企業―強制連行・56年後の償い』、報告&問題提起＝佐藤健生さん(拓殖大学教授)、会場費＝500円、主催＝戦後補償ネットワーク。

【裁判情報】<報告>●西松建設:10月16日広島地裁で杉原達夫大教授の証言が行われ、西松の強制連行責任を立証。事実審理が終了。原告側が申請した10人全員の証人尋問が実現したのは極めて異例。次回は2月5日。●日鉄釜石:17日東京地裁で原告の洪湧善さんから4人が最終意見陳述。次回12月5日で結審予定。

<予定>●11月9日(金)15:00 中国人「慰安婦」第二次訴訟第22回公判、東京地裁103号。

【お詫び】今号発行が遅れたこととお詫びします。(編集部)

## 戦後補償実現！FAX速報 No.358 2001.11.10

編集・発行：戦後補償ネットワーク 〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301  
FAX: 03 (3237) 0287 TEL: 03 (3237) 0217 URL: members.aol.com/cfrtyo99/sub3.htm  
受信料：月額1000円（切手可）郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」  
銀行口座：東京三菱銀行神保町支店（普通）013-1173765 同 E-mail: cfrtyo@aol.com

### ◆元女子勤労挺身隊員らが不二越本社に未払い賃金支払いを要求。会社側は拒否

10月31日第2次大戦中に朝鮮から女子勤労挺身隊員として機械メーカーの「不二越」で強制労働させられた韓国人元挺身隊員や遺族6人が富山市の不二越本社を訪れ、未払い賃金の支払いを要求した。朴貞淑（パク・ジョンソク）さん（76）らの申入れに対し、不二越は会社内への立ち入りを拒否したため、警備員と小競り合いになり、元挺身隊員の女性3人が気分が悪くなり救急車で病院に運ばれるなどの騒ぎとなった。不二越は昨年7月に最高裁で解決金を支払い7人の被害者らと和解（本紙302号参照）したが、他の元挺身隊員らには一切対応していないため、今年9月に朴さんら46人が未払い金請求団を韓国で結成し（本紙352号参照）、今回来日して直接要求したもの。朴さんらは「すべての被害者に誠意ある対応をしてほしい」と求めたが、会社側は「当時本当に働いていたか確認できない」として面会を拒否し、申入れ書も受け取らなかった。申入れには関釜裁判原告の朴小得（パク・ソドク）さん（70）さんも参加した。31日夜には被害者らの話を聞く市民集会も開かれた。（10/31共同、NHK）

### ◆日韓中政府、教科書・靖国参拝そのままだに関係改善急ぐ。森元首相が日韓議連会長就任

10月の日帰り訪中（本紙355号参照）、訪韓（本紙355号参照）、上海APECに引き続いて小泉首相は11月5日ブルネイで開かれたASEAN首脳会議で再び朱鎔基中国首相、金大中韓国大統領と会談し、経済協力強化を強調しながら急ピッチで関係改善を図っている。朱首相も「小泉首相のイニシアティブで日中、日韓関係は率直な関係になりつつある」と関係修復を評価する発言を行って協調する姿勢を示し、金大統領も会談で歴史問題などを持ち出していない。韓国政府は10月23日関係省庁でつくる「歴史教科書歪曲対策班」の会議で日本の大衆文化の追加開放など対日対抗措置の段階的撤回を決めている。一方、伊藤宗一郎前衆院議長の死去に伴い空席となっていた日韓議員連盟会長に25日森喜朗前首相が就任した。6日に訪韓し、延期になっていた韓日・日韓議員連盟合同総会を12月にソウルで開催すると発表。8日には金大中大統領と会談し、歴史問題解決などの「糸口を見つけつつある」と語り、来年の日韓ワールドカップ開催に向け関係修復に意欲を示した。田中外相も年内訪韓をめざして調整に入っている。中国も延期した李鵬全人代常務委員長の訪日を来春実現する方向で準備に入り、また江沢民主席が来年の日中国交正常化30周年記念事業の準備を指示したことを8日明らかにするとともに、唐外相がこれに合わせて日本側に皇太子夫妻の訪中も打診してきている。今年半ばまであれば問題になった教科書や靖国参拝問題が潮が引くように後景に下がり、なし崩し的に友好が演出されつつある。他方、日本のテロ対策特別措置法の成立に際して、30日韓国の超党派の国会議員22人は「日本の平和憲法の枠を破るものだ」と批判する声明を発表し、中国の孫玉璽外務省副報道局長も「慎重に日本政府が対応するよう望む」と述べ、警戒感を表した。また、江沢民主席は8日北京を訪問した村山富市元首相と平山郁夫日中友好協会会長との会談の中で靖国問題に触れ、「賢明な日本人々がいい考えを出し、問題を起こさないよう進めてほしい」と注文した。（10/18～11/10各紙）

◆国連旧ユーゴ戦犯法廷控訴審でクロアチア人に逆転判決。ユーゴ空爆訴訟控訴審も開始

10月23日国連旧ユーゴスラビア戦犯法廷(ハーグ)はボスニア紛争でモスLEM人を迫害したとして1審で懲役刑を受けた3人のクロアチア人被告に、証拠不十分で1審判決を棄却し、釈放を命じた。他の2人の被告は刑期が減刑されたが、控訴審での逆転判決は初めて。一方、人道に対する罪などで起訴されたミロシェビッチ前ユーゴスラビア大統領の第3回公判が29日開かれたが、前大統領は「違法な起訴」と主張して罪状認否を拒否した。法廷は弁論に応じない元大統領の態度を考慮し、今回から弁護人的立場の特別補佐人を付けた上で、裁判長は「否認したものと見なす」と宣言した。他方、99年NATO軍のユーゴ空爆は基本的人権を定めた欧州条約に違反するとして欧州人権裁判所の管轄権のない米加を除くNATO加盟17カ国を欧州人権裁判所に訴え、補償を求めているベオグラード住民の訴訟の控訴審が24日仏ストラスブールの欧州人権裁判所で始まった。1審では昨年秋に訴えが棄却されている。(10/25朝日・毎日、30朝日・毎日)

◆在日の元軍人・軍属の弔慰金・見舞金受給者は9月末までに89人

民主党人権・消費者調査会の協力で本紙が総務省や厚生労働省などから入手した最新のデータによれば、昨年成立し今年4月に施行された「平和条約国勢離脱者等である戦没者遺族に対する弔慰金等の支給に関する法律」(本紙号参照)に基づく弔慰金等の9月末までの支払い状況は、韓国国籍者で見舞金(見舞金200万円+支援特別給付金200万円=1人400万円)受給者は3人、弔慰金(遺族に260万円)受給者は73人、帰化者が弔慰金13人(北朝鮮・台湾籍者はゼロ)、支払い総額2億3560万円(総務省大臣官房管理室弔慰金等支給業務室調べ)であることが判明した。なお、日本政府が確認している朝鮮半島出身の旧軍人軍属の数は243,992人、台湾出身旧軍人軍属は207,183人(厚生労働省社会・援護局調べ)。台湾に関しては1987・88年の議員立法で内29,645人に95年までに総額592億9千万円(弔慰金・見舞金1人200万円)が支払われている。

●＜案内＞「慰安婦」問題の早期解決を！第56回サイレント・デモ&法案提出記者会見

11月14日(木)11:00、参議院議員会館前。12:00、衆議院第1議員会館第1会議室で記者会見、13:30～資料等配布予定。\*毎月第3水曜日だが、14日に法案提出予定のため、今月のみ1週間繰り上げ、11時から、呼びかけ=「慰安婦」問題の立法解決を求める会T03-3262-6646。

●＜案内＞連続講座パートⅡ「靖国合祀の歴史と問題—外国人合祀をめぐる」

11月15日(木)18:30、シニアワーク東京(飯田橋)第1セミナー室、講師=今村嗣夫弁護士、主催=在韓軍人軍属裁判を支援する会関東事務局T090-4220-5427、F047-375-5291(御風生)。

●＜案内＞国連人権委員会・社会権規約委員会・人種差別撤廃世界会議報告会

11月16日(金)18:00、勤労会館(神戸市中央区役所内)3F307号、講師=前田朗東京造形大教授、資料代=500円、主催=兵庫県朝鮮人強制連行真相調査団・他T078-753-1192。

●＜案内＞人骨問題研究会「近現代考古学から見た『戸山人骨』—世界の研究動向と日本」

11月17日(土)13:30、新宿区障害者福祉センター調理室(都営大江戸線「若松河田」、営団東西線「早稲田」下車)、講師=五十嵐彰東京都埋蔵文化財センター調査研究員、主催=軍医学校跡地で発見された人骨問題を究明する会T/F0422-36-4357(鳥居)。

【裁判情報】●11月15日(木)14:30 シベリア抑留謝罪補償請求訴訟控訴審第4回公判、大阪高裁82号。●11月16日(金)14:00 三菱広島韓国入徴用被害者釜山訴訟第8回公判、釜山地裁。●11月19日(月)13:30 中国・細菌戦裁判第26回公判、東京地裁103号。●11月21日(水)14:00 中国人「慰安婦」第1次訴訟控訴審第1回公判、東京高裁。

# 戦後補償実現！FAX速報 No.359 2001.11.19

編集・発行：戦後補償ネットワーク 〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301

FAX:03(3237)0287 TEL:03(3237)0217 URL:members.aol.com/cfrtyc99/sub3.htm

受送料：月額1000円(切手可) 郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」

銀行口座：東京三菱銀行神保町支店(普通)013-1173765 同 E-mail:cfrtyc@aol.com

## ◆「戦時性的強制被害者問題解決促進法案」を民主・共産・社民党が参議院に再提出

11月14日民主、共産、社民党の3党は共同で「戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案」を参議院に再提出した。3月に先の通常国会に提出したが、趣旨説明後、参院改選を控えた会期切れにともない審議未了で廃案となっていた。発議者は、円より子、千葉景子、岡崎トミ子(以上民主)、八田ひろ子、吉川春子(共産)、大脇雅子、田嶋陽子(社民)の7議員で全員女性。3党の67議員が賛成者となっている。提出後開かれた記者会見にも3党の衆参女性議員10人が出席。提案者の円議員らが法案を説明し、被害者の高齢化を考え、一刻も早く法案を審議し、成立できるよう努力すると決意を語った。「慰安婦」問題の立法解決を求める会(土屋公敏会長)など27団体は早期審議と成立を求める共同声明を発表。また下関判決を生かす会も歓迎声明を発表した。内閣委員会への早期付託が当面の課題となる。(11/14時事・毎日速報、15朝日)

## ◆最高裁、韓国人元日本兵金成壽さんの恩給・補償請求を棄却。恩給法国籍条項に合憲判断

16日最高裁第2小法廷(北川弘治裁判長)は、第2次大戦中ビルマ戦線で負傷した元日本軍人の韓国人金成壽(キム・ソウ)さん(76、釜山市在住)が厚生省に恩給の支給と総務庁に恩給請求棄却処分取消を求めた2件の訴訟の判決を言い渡し、金さんの請求を棄却した。金さんは1944年にビルマ戦線で重傷を負い右腕を切断、左下腿部などに後遺症が残っている。90年に東京地裁に他の軍属・遺族ら22人とともに提訴。92年に1人で提訴し直し、日本人並みの2億4430万9千円の国家賠償を求め、さらに94年に改めて総務庁に恩給支給を求め、認められず95年に旧総務庁恩給局長を相手に恩給請求棄却処分取消と損害賠償請求の行政訴訟も起こし、東京地裁の異なる部で同時に進行、双方とも98年に棄却された(本紙225、270号参照)。東京高裁も99年、00年に控訴を棄却し(本紙283、296号参照)、原告側が憲法判断を求めて最高裁に上告していた。国家賠償訴訟は昨年5月高裁が印紙代の訴訟救助を認めず、抗議のため請求額を1円に減額して上告した。「国籍がないことを理由に支給しないのは違憲」と主張する金さんに対し、判決は「国籍条項をそのままにしてきたことには日韓両国の協定などに基づく合理的な根拠があり、立法府の裁量範囲を著しく逸脱したとはいえない」と述べ、合憲とした。なお、判決文中、韓国側が戦傷病者への補償立法を行わなかったことを批判したように読めるところも一部ある。2本の主文朗読は合わせて1分足らず。

判決後記者団に感想を求められた金さんは淡々とした表情で、「金の問題ではない。裁判をとおしてこれだけ友人たちもできたことをむしろ喜んでいる。今後は韓国で政府を動かす運動をするので、日本側もがんばってほしい」と述べた。山口紀洋弁護士団長は「最高裁はすべて立法政策上の問題として逃げた。不平等が極限に至っている実態を調べず、司法権と立法権の問題にして、司法として与えられた義務を回避した。11年かけ全力を傾けた結果としては納得できない」と語った。金さんらはその後、民主党副代表の横路孝弘衆院議員らを訪ね、早期解決への協力を要請した。日本側支援者らは今後、立法解決を求める運

動に力を入れる方針。なお、98年の両東京地裁判決では、「日本国から何らの補償も受けられないという事態はいかにも不可解で、何らかの立法措置が講ぜられてしかるべき」「著しい格差の下にあることは、平等、公平の概念に照らして疑義なしとしない」との指摘があった。また金さんは95年と98年に韓国の憲法裁判所に立法不作為違憲確認の憲法訴訟を行ったがいずれも却下された。(11/16朝日・東京・日経夕刊、判決文は最高裁HPに: [www.courts.go.jp](http://www.courts.go.jp))

◆ ドイツ強制労働補償基金「記憶・責任・未来」の現状：請求が150万人を超える可能性も

5日戦後補償ネット主催の報告会で佐藤健生拓殖大教授がドイツ強制労働補償基金の現況と課題について報告。以下概略。11月1日現在で基金に参加した企業は6517社(従業員10名以上の独企業22万社の3%未満、約70%が製造業で大企業中心)。補償請求受付期間は支給が遅れたのに伴い、8月4日に法律を改正し、今年12月31日まで延長した。政府拠出の50億マルクは昨年12月31日に納入されたが、企業側の50億マルクは大幅に遅れ、今年10月5日ようやく納入。10月5日までに7つのパートナー機関に約32万人分12億8700万マルクを支給し、12月末までに約60万人分約25億マルクを支給予定。当初の予想を上回り150万人から請求が出た場合、一括支払いが不可能になる可能性も。支払いは2003年までかかる見込み。

■ ＜案内＞シベリア抑留者への補償を求める記者会見と請願署名提出

11月27日(火)13:30、参議院議員会館第2会議室、堀江則雄(ブックレット『シベリア抑留』著者)ほか。連絡先＝全国抑留者補償協議会東京都連T03-3384-8789、F03-3380-5963(細川)。

■ ＜案内＞朝鮮史セミナー「アジア太平洋戦争と植民地朝鮮—開戦60周年を迎えて」

12月1日(土)14:00、神戸学生青年センターホール、講師＝水野直樹京大教授、参加費＝525円。主催＝(財)神戸学生青年センターT078-851-2760、F078-821-5878。

■ ＜資料案内＞『専修大学社会科学研究所月報』：花岡事件訴訟和解の歴史的・法的意義

専修大学社会科学研究所月報No. 459(01.9.20.)＝花岡事件と訴訟和解についての特集号、新美隆弁護士、古川純、石村修、内藤光博教授らの報告と論文集。B5版81頁、100円＋送料実費。問合せ＝専修大学社会科学研究所T044-911-1089。

■ ＜図書案内＞台湾初の本格史料集『台湾慰安婦関係資料集』朱徳蘭編集・解説(全2巻)

台湾中央研究院の朱徳蘭博士が発見した台湾総督府文書、台湾拓殖株式会社文書(本紙272号参照)などの復刻。A4版608頁。吉見義明・我部政男教授推薦。50,000円。不二出版社刊。

■ ＜図書案内＞中国で初の「慰安婦」問題の漫画本『血涙・慰安婦』

中国で初めての漫画による「慰安婦」問題入門書。小林よしのりの『台湾論』も登場。作＝蘇智良上海師範大学教授、絵＝羅希賢。A5版181頁、18元。光明日報出版社刊。

■ ＜図書案内＞『日朝条約への市民提言—歴史的責任の清算と平和のために』

石坂浩一、田中宏、山田昭次ほか著。A5版97頁、1,000円。明石ブックレット13。

【裁判情報】●11月28日(水)13:10 海南島戦時性暴力被害者訴訟第1回公判、東京地裁103号(原告・黄有良さん意見陳述予定)。●12月5日(水)10:00 日鉄釜石裁判第21回公判(結審予定)、東京地裁710号(黄有良さん証言集会:18:30、豊島東部区民事務所<大塚駅北口>)。

＜予告と協力のお願い＞第4回公開フォーラム『戦後補償裁判の現状と今後の課題2002』

●日時：1月25日(金)18:00、●会場：弁護士会館1003室、●参加費：千円(資料代込)

来年も上記フォーラムを開催します。各弁護士および支援団体は報告や資料提供・準備などご協力をお願いします。資料の作成・当日の受付や運営ボランティアも募集中です。

●主催：戦後補償問題を考える弁護士連絡協議会(弁連協)＋戦後補償ネットワーク